

## 第 46 回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

### 1 日時

令和 5 年 1 月 23 日（月）午後 3 時 00 分～午後 5 時 15 分

### 2 場所

大阪市役所 7 階 市会第 6 委員会室

### 3 出席者

（審議会委員 五十音順、敬称略）

\*：ウェブにて参加

- ・井上 ひとみ\*
- ・久保田 寛\*
- ・土岐 恭生
- ・廣岡 浄進
- ・江淵 桂子
- ・坂井 はじめ
- ・中東 宏一
- ・三輪 敦子
- ・香川 婦美子
- ・武田 丈（本会で会長に選任）
- ・乗井 弥生（本会で会長代理に指名）
- ・山本 長助

（事務局）

- ・山本 市民局理事
- ・藤本 人権企画課長
- ・西田 共生社会づくり支援担当課長
- ・高橋 人権企画課長代理\*
- ・佐藤 人権企画課担当係長
- ・福岡 ダイバーシティ推進室長
- ・泉 多文化共生担当課長
- ・吉田 人権啓発・相談センター所長
- ・中川 人権啓発・相談センター副所長

### 4 議題

- (1) 会長及び会長代理の選任について
- (2) 大阪市人権行政推進計画に基づく令和 4 年度の取組み状況について
  - ア 「人権が尊重されるまち」指標（令和 4 年度版）（案）について
  - イ 人権啓発の取組みについて
  - ウ 人権相談の取組みについて

### 5 報告

- (1) 大阪市ファミリーシップ制度の開始及びその他のサービス向上の取組み
- (2) インターネット上の誹謗中傷対策の動向について
- (3) その他

### 6 議事

次ページ以降に記述

## 佐藤担当係長（司会）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ウェブ参加の皆様の通信状況も問題ないことを確認しておりますので、ただいまから第 46 回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところご参加いただき、誠にありがとうございます。本日の司会をいたします、人権企画課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、まず本日の審議会の取扱いをご説明いたします。この審議会につきましては、大阪市人権施策推進審議会規則及び大阪市人権施策推進審議会運営要領に基づき公開いたしております。また、情報公開の観点から、本日の会議録、会議要旨について、後日、大阪市ホームページに掲載する予定でございます。なお、本日の開催にあたり、審議場内ではマスク着用や消毒などの対策を講じるとともに、事務局の説明をコンパクトにまとめ、コロナ禍での効果的な審議会運営に努めて参りますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本日の資料についてご案内いたします。お手元に、第 46 回大阪市人権施策推進審議会次第、同審議会委員名簿、配席図をお配りしております。資料につきましては、資料一覧のとおり、お配りしておりますので、その都度ご確認ください。

次に、ご出席委員をご紹介します。今回は、令和 4 年度の委員改選後、初めての審議会となりますので、ご紹介の際、おひとつずつ簡単に自己紹介をお願いいたします。では、お手元の委員名簿の五十音順にて、ご紹介いたします。

井上委員でございます。井上委員は本日、ウェブでご参加いただいております。

## 井上委員

公募委員の井上でございます。

LGBTQ の相互支援団体である特定非営利活動法人カラフルブランケットの理事長をしています。自分自身がレズビアン、当事者でもありますので、LGBTQ・性的マイノリティの視点からも意見を述べさせていただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

## 佐藤担当係長

江淵委員でございます。

## 江淵委員

大阪ボランティア協会事務局次長の江淵桂子と申します。

今回 2 期目となるのですが、大阪ボランティア協会ではボランティア市民活動の支援を行っておりますので、その観点から人権に関しましても、ご意見させていただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### **佐藤担当係長**

香川委員でございます。

#### **香川委員**

香川でございます。よろしくお願い申し上げます。

人権擁護委員の中から、地域の人権から選ばれて参っております。2 期目でございますのでどうぞよろしくお願いいたします

#### **佐藤担当係長**

久保田委員でございます。ウェブでご参加いただいております。

#### **久保田委員**

久保田でございます。

大阪市認知症介護指導者として、認知症の人やその家族の人権について考えております。現在、介護福祉士の養成大学で教員をしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### **佐藤担当係長**

坂井委員でございます。

#### **坂井委員**

大阪市会議員の坂井はじめと申します。

今回、初めて委員としてお仕事させていただくことになりました。いろいろ勉強しながら、ということになるかと思いますが、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

#### **佐藤担当係長**

武田委員でございます。

#### **武田委員**

関西学院大学の武田と申します。

大学では人間福祉学部の教授をしているのと同時に、学内の人権問題、人権教育研究室の委員をしています。関学レインボーウィークというのを毎年 5 月に開催していきまして、その中心となってやっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### **佐藤担当係長**

土岐委員でございます。

#### **土岐委員**

大阪市会議員の土岐恭生でございます。過去に人権擁護委員もさせていただいて、そういった相談にも携わらせていただきました。市民目線の市民の代表として、しっかりと意見をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### **佐藤担当係長**

中東委員でございます。

#### **中東委員**

大阪市企業人権推進協議会の中東と申します。

企業の立場からご参加をさせていただけたらなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### **佐藤担当係長**

乗井委員でございます。

#### **乗井委員**

今回初めて委員に就任させていただきました、弁護士の乗井と申します。

大阪弁護士会では人権擁護委員会に所属しております。ただ、いろんな、多岐にわたる人権については、もう本当に知らないなので勉強させていただきたいと思っています。

よろしくお願ひします。

#### **佐藤担当係長**

廣岡委員でございます。

#### **廣岡委員**

廣岡浄進と申します。

今年度から大阪公立大学ということになりましたが、元大阪市立大学の杉本キャンパスにあります。人権問題研究センターで教えております。部落問題関係の科目

などを担当しております。専門は近現代史の、特に部落問題を主に勉強しております。龍谷大学の妻木先生からの交代ということで、今回より参加させていただいております。

よろしく申し上げます。

#### **佐藤担当係長**

三輪委員でございます。

#### **三輪委員**

皆さん、こんにちは。今期から委員を務めさせていただくことになりました、一般財団法人大阪アジア太平洋人権情報センターの三輪敦子と申します。よろしくお願いいたします。

アジア太平洋人権情報センター、愛称ヒューライツ大阪は、国際基準の人権情報を日本に普及することをミッションとしております。近年、SDGs については、その重要な理念であり、スローガンである「誰一人取り残さない」ということを実現するためには、人権理解、人権意識、人権保障が必要不可欠という観点から活動をしています。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### **佐藤担当係長**

山本委員でございます。

#### **山本委員**

大阪市会議員の山本長助でございます。

私も今回初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### **佐藤担当係長**

ありがとうございました。

なお、的場委員につきましては本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、大阪市の出席者をご紹介します。

#### **佐藤担当係長**

市民局理事の山本でございます。

#### **山本理事**

市民局理事の山本でございます。本日はよろしくお願いいたします。

**佐藤担当係長**

市民局ダイバーシティ推進室長の福岡でございます。

**福岡室長**

ダイバーシティ推進室長の福岡でございます。

本日は風の冷たい中、ご足労いただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

**佐藤担当係長**

市民局人権企画課長の藤本でございます。

**藤本課長**

人権企画課長の藤本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**佐藤担当係長**

市民局多文化共生担当課長の泉でございます。

**泉担当課長**

多文化共生担当課長の泉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**佐藤担当係長**

市民局共生社会づくり支援担当課長の西田でございます。

**西田担当課長**

共生社会づくり支援担当課長の西田です。よろしくお願いいたします。

**佐藤担当係長**

人権啓発・相談センター所長の吉田でございます。

**吉田所長**

人権啓発・相談センター所長の吉田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

**佐藤担当係長**

市民局人権企画課長代理の高橋でございますが、本日、リモートで参加させていた

だいております。

#### **高橋課長代理**

人権企画課長代理の高橋でございます。

本日、ウェブ参加ということで申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

#### **佐藤担当係長**

人権啓発・相談センター副所長の中川でございます。

#### **中川副所長**

中川です。本日よりよろしくお願いいたします。

#### **佐藤担当係長**

それでは、大阪市を代表いたしまして、市民局理事の山本からご挨拶を申し上げます。

#### **山本理事**

市民局理事の山本でございます。審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日はお寒い中、そしてお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、平素から本市の人権行政をはじめ、各般にわたりご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ご承知のとおり、本審議会は、「人権尊重の社会づくり条例」に基づきまして、人権尊重の社会づくりに関する事項について、調査審議を行うことを目的としておるところでございます。委員の皆様方におかれましては、本審議会の円滑な運営にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

近年、インターネット上での誹謗中傷でありますとか、部落差別を助長誘発するような書き込み、ヘイトスピーチの問題、LGBTなどの性的少数者に対する中傷等の事象をはじめ、長引く軍事侵攻や紛争など、国内外におきまして人々の人権が脅かされる事態が生じております。人権が尊重される社会の実現に向けた取組みが、ますます重要となっているところでございます。

本日の審議会では、大阪市人権行政推進計画に基づき、本市の人権課題への取組みの推移や現状を示す「人権が尊重するまち」指標とともに、人権啓発及び人権相談の取組み状況についてご説明をさせていただき、ご意見を頂戴したいと考えておりま

す。

また、昨年 8 月に、既存制度を拡充いたしまして、「大阪市ファミリーシップ制度」を開始いたしましたけれども、こうした取組み、あるいはインターネット上の誹謗中傷に関する大阪市の取組みについて、ご報告させていただきたいと思っております。

本日の審議会を踏まえ、本市における今後の施策展開の検討に活かしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方には忌憚のないご意見を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますけれども、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 佐藤担当係長

これより議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、本来であれば、会長に担っていただくところではございますが、本日は、新たな委員の任期における初めての審議会であり、会長が決まっておられませんので、引き続き事務局で進行させていただきます。

まず、議題(1)「会長及び会長代理の選任について」でございます。会長の選任につきましては、大阪市人権施策推進審議会規則第 2 条第 1 項に基づき、委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様方からのご意見をお願いいたします。香川委員、どうぞ。

### 香川委員

失礼いたします。香川でございます。

先の任期にもご一緒していただきました委員で、学識経験豊富な武田先生に、やっていただければと私は思いますけれども、ご推薦申し上げますけれども、皆様いかがでございますでしょうか。

### 佐藤担当係長

武田委員を会長にという意見がありましたが、いかがでございますでしょうか。

(他の委員より「異議なし」の声)

### 佐藤担当係長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、武田委員を会長にご承認いただいたものとさせていただきます。

そして、武田会長から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。



す。

#### **武田会長**

はい。改めまして、関西学院大学、武田です。

こういう会長職は慣れていないので、スムーズに進められないこともあるかもしれませんが、一生懸命務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### **佐藤担当係長**

ありがとうございます。続きまして、審議会規則第 2 条第 3 項に基づき、あらかじめ会長代理の指名が必要ですので、会長から会長代理を指名させていただきます。

#### **武田会長**

はい。それでは、乗井委員に会長代理をお願いしたいと思います。

#### **佐藤担当係長**

ありがとうございます。

乗井委員、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、乗井会長代理から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

#### **乗井会長代理**

はい。乗井です。先ほど申し上げましたように、今回初めて委員をさせていただいたんですけれども、会長補佐ということで、務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### **佐藤担当係長**

それでは、以降の議事の進行につきましては、武田会長をお願いしたいと存じます。

#### **武田会長**

はい。わかりました。それではお手元の審議会次第に従い議事を進めていきたいと思っております。議題(2)の「大阪市人権行政推進計画に基づく令和 4 年度の取組み状況について」の案『「人権が尊重されるまち指標」(令和 4 年度版)(案)』について、事務局から説明願います。

#### **高橋課長代理**

はい。大阪市民政局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理の高橋でございます。声のほう届いておりますでしょうか。途中でも結構ですので、仰っていただければ

と存じます。どうぞよろしく願いいたします。

ご参照いただく資料は、資料 2「人権が尊重されるまち」指標でございます。ウェブ参加の委員には、お送りしております。PDF ファイルをお開きいただければと存じます。

この「人権が尊重されるまち」指標の位置付けと経過につきましては、1 枚おめくりをいただいた「はじめに」のページに記載しておりますが、これは毎年改訂を行っているものでございます。本日は時間の関係もでございますので、主な変更点を中心にご説明をさせていただきます。表紙には、令和 4 年度版、本年 3 月に発行予定としておりますので、現時点では案としてお示しするものでございます。おめくりをいただきまして、「はじめに」のページ、それから次の「目次」のページにつきましては変更ございません。

それでは、具体的な記載内容が記されております 1 ページをお開きいただけますでしょうか。「人権尊重のまちの実現に向けて」、こちら、文言については変更ございません。2 ページをお願いいたします。2 ページの基本指標につきましては、数値を更新しています。少しご説明させていただきますと、項目として二つの指標がございます。これらの状況の推移をお示ししております。上段が「人権に関心がある」と答えた市民の割合、下段が「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思う市民の割合でございます。それぞれ市民意識調査、民間ネット調査での推移をお示ししております。市民意識調査につきましては、無作為に抽出した 18 歳以上の市民の方 2,000 人にお答えをいただいているものです。また、民間ネット調査につきましては毎年実施いたしております。こちらは、18 歳以上の市民、500 名の方に対しまして、各年代で 100 名ずつ、ネット業者に委託し調査を行っているものでございます。性質が異なる調査でございますが、定点調査のツールとしてお含みおきいただければと存じます。

次、3 ページでございます。「さまざまな人権課題への取組み」ですが、こちら本文の変更はございません。

4 ページ以降は具体的な人権課題についてのご説明になっております。「女性」でございますが、変更ございません。5 ページにつきましては、数値の更新を表でいたしております。6 ページ、それから 7 ページの表も数値の更新をしておりますので、またご確認をいただければと存じます。

それから、8 ページ「子ども」、本文自体は変更ございませんけれども、9 ページ下段、【いじめ・体罰】でございますけれども、こちらの部分は国が行っております調査、大阪市の年度方針、それから数値の更新をいたしております。10 ページ下段の【ヤングケアラー】の部分、3 段落目につきましては、「なお」という段落ですけれども、こちらを新たに追記しております。趣旨といたしましては、令和 3 年度の実態調査を令和 4 年に公表いたしまして、調査結果をもとに、支援策及び相談支援を

取り組んでいく旨、追記しております。具体的な施策としましては、令和 4 年 8 月からヤングケアラー寄り添い相談支援事業を、こども青少年局のほうで実施いたしております。11 ページ上段でございます。こちらのほうは数値の更新でございます。次、12 ページでございます。こちら項目自体は変動ございません。数値の更新をしております。

13 ページ、「高齢者」でございます。本文の変更はございません。14 ページの基本指標については数値の更新、15 ページについては数値の更新のほか、一つ目のシルバー人材センター会員数について、注釈を今回つけさせていただいておりますけれども、コロナ禍での会員確保が難しく、令和 4 年の目標設定はされておらないということでございます。シルバー人材センターのほうでの 5 か年計画の中間振り返りに合わせまして、再設定されるということですので、注釈を入れさせていただいております。よろしくお願いいたします。

「障がいのある人」についてですが、2 段落目に記載の「障害者権利条約」、これが採択されました後、国内での批准に至るまでの各種国内法の進展状況について整理いたしました。17 ページの 2 段落目。令和 4 年 5 月施行の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」により、障がいのある人が情報を取得し意思疎通しやすくなるための施策を総合的に推進する動きについて補記しております。同じく 17 ページ下段の表は数値の更新です。18 ページの表は基本的には数値でございますけれども、昨年まで項目としてございました市民後見人バンク登録者数など一部の指標につきまして、目標達成により、元となる「大阪市地域福祉基本計画」がございまして、この中から記載が割愛されているため、指標としても、省略させていただいております。

次、19 ページから 20 ページにつきまして、これは「同和問題（部落差別）」でございますけれども、本文変更はございません。20 ページ下段から 21 ページの表につきましては、数値の更新となります。よろしくお願いいたします。

22 ページ、「外国人」についての人権でございます。本文 2 行目からの外国人住民の数、国籍・地域の数、各パーセンテージについて本文の中で更新をいたしております。それから 23 ページ中段の本文、ヘイトスピーチの部分は変更ございません。同ページ下段及び 24 ページの表は、数値の更新でございます。よろしくお願いいたします。

次、25 ページ、「個人情報の保護」についてでございます。国の個人情報保護法の動きにつきましては、昨年分でも記載させていただいておりますけれども、本文 4 段落目、これまで全国 2,000 自治体が条例で対応していたものを、国の令和 3 年法改正により国の制度に一元化することになった動きについて追記させていただいております。よろしくお願いいたします。26 ページは数値の更新でございます。

次、27 ページ、「犯罪被害者等への支援」についてでございます。3 段落目、

「犯罪被害者等基本計画」に関する記載を整理させていただいておまして、それ以外は変更ございません。28 ページは数値の更新でございます。

29 ページ、「ホームレス」でございます。4 段落目、新たなホームレスの実態調査を踏まえた数値への更新、5 段落目、ホームレスの構成年齢層で若年層の割合が以前は増えているという記載でしたが、それが以前ほど顕著に増えていないという実態を踏まえた形の記載に改めさせていただいております。30 ページは、数値の更新でございます。

31 ページから「LGBT などの性的少数者」についてであります。先ほど理事の山本の挨拶にもございましたけれども、昨年 8 月から開始したファミリーシップ制度について記載を更新しております。32 ページ下段の表は、数値の更新でございます。

次、33 ページ、「人権行政の推進」といたしまして、ここからは市役所内部の取組みでございます。まず 34 ページ、「(1)人権啓発・相談の取組み」については、取組み実績値を出しております。また後程、啓発・相談の取組みについてはご説明をさせていただきます。

次に 35 ページ、「(2)人権行政の担い手づくり」でございます。本文変更はございません。現況数値を更新しております。

36 ページ、「(3)人権の視点からの行政運営の推進」につきましても、本文変更はなく、表の更新をしております。

駆け足ではありましたが、「人権が尊重されるまち」指標の案をご説明させていただきました。

## 武田会長

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から、「人権が尊重されるまち」指標（令和 4 年度版）（案）について説明がありました。ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。またウェブ会議で参加されている委員の方は、マイクをオンにしてから、Microsoft Teams 画面の上部に挙手ボタンがありますので、こちらのボタンを押していただくと私から指名いたします。

ご意見、ご質問、ありませんでしょうか。

## 土岐委員

今ご説明いただきまして、前年度とほぼ変わりがないというイメージであったかと思えます。冒頭の課題の取組みの中で、やはり特にインターネット、SNS といったものが、いわゆる情報通信社会、これが浸透してきているわけでありまして、そういうものも取り組むべき課題ではないのかな、というふうに思うのです。今の

説明であれば、10 に絞って、女性とか高齢者とか、障がい者とか、ということでありましたけども、ネット被害、SNS、それから、こどもの貧困、そういったものにも言及していく必要はないのかどうか、ちょっと事務局に確認したいと思います。

### 高橋課長代理

ただいまのご指摘に関しまして、確かにインターネット上の誹謗中傷に関しまして、技術の進歩に伴い、なかなか人権擁護の視点が追いついていないというところがあるかと思えます。ただ、その拡散ということと言いますと、恐ろしいほどのスピードで日本中それから世界中に広まるということで、そういう性質を持っているところがございますので、私どもとしても、非常に重要な問題、課題であるというふうに認識しております。

比較的新しい課題ということでもございますので、本日、指標と別ではございませんけれども、後程の報告事項で、本市の現在の取組み、それから大阪府で進められております有識者会議での議論の概要につきまして、ご説明させていただければというふうに思っております。

それから、こどもの貧困につきまして、「こども」のページで、本文中ではございませんけれども別途記載させていただいておりますので、この辺のところも、こどもの貧困対策の本部会議におきまして、取組みを所管のほうで進めていただいていることも確認させていただいておりますので、あわせて、ご覧いただければと思っております。

### 乗井会長代理

ちょっと意見なのですが、10 ページのこどものところ、ヤングケアラーのところを読みました。こういう新しい問題も書かれているのだと思ったのですが、法令上の定義がないということで、弁護士ですと、やはり定義とかがすごく気になるところがあります。

こどもというのは、おそらく、ここでは、成年ではなく未成年だから、18 歳未満ということになると思うのです。「学校に行けなかったりなど、こどもらしく過ごせていない可能性があります」と書かれています。ただ、「らしい」という言葉に私はなんかすごく抵抗感があります。時々、「男らしい」とか、「女らしい」と言うこともあるので、そういうところで無造作に「らしい」という言葉を使うのもどうかなという気も若干しています。

というのは、18 歳未満というのと、義務教育が 15 歳までということのギャップがあって、16 歳、17 歳ぐらいで中卒とか高校を中退して家業を手伝ったり、家事を担っているこどももいるわけです。その子たちが「こどもらしい生活」をしてないというふうに決めつけるわけにはいかないわけです。

新しくできた言葉で、定義が未発達なのはよくわかるのですが、例えば、学校に行きたいのに行けないとかいうことであれば、そのこどもの持っている学習権が制限されているとか、教育を受ける権利が貧困とか家庭の事情で制限されているとかいうことだと思うので、もうちょっと定義を、そのこどもの権利とかこどもの人権のこういうところに引っかかるから、社会としては何とかしたいと思っているのだという意味合いで、定義というか説明の仕方を今後工夫をされたほうがいいのではないかなと思いました。

### 高橋課長代理

今おっしゃっていただきました法令上の定義とかですね、そのこどもらしくという点につきまして、ここの記載につきましては、元となるこども青少年局のほうでの定義の仕方を踏襲した形になっております。ここの記載ぶりにつきまして、それが最善かどうかということも含めまして、再度所管局のほうと表現につきまして調整させていただければというふうに考えておりますので、ちょっとお預かりさせていただければと思います。

### 藤本課長

人権企画課長の藤本でございます。今高橋のほうから話もありましたけども、ちょっと補足をさせていただきます。

ヤングケアラーにつきましては、大阪市ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチームというものを設けておりまして、これは副市長をリーダーとするプロジェクトでございます。区役所、福祉局、健康局、こども青少年局、それと教育委員会事務局というようなところで検討しておりまして、直近で言いますと、令和4年12月23日に会議を行いまして、実態調査の結果の概要であるとか、有識者の方の意見を踏まえた支援策をとりまとめております。それと次年度に向けた支援策について議論をされているところです。

また、乗井委員からいただいたご意見については、担当の所属のほうにお伝えさせていただくところですが、区役所のヤングケアラーの相談窓口、あとヤングケアラーの寄り添い相談事業というようなことで、気軽にSNSで相談したいといった方であるとか、同じ境遇の方々でのコミュニケーションがとれるというようなことの、オンライン参加とかそういったようなことを新たに取り組んでいるところです。そのほかにも家事育児の訪問支援事業とか啓発事業、そういったことも含めて今取り組んでおるところですので、関連の所属のほうと、こういう取組みをしていますよということが、先生方にもう少しわかるような資料を、後日共有させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 三輪委員

何点が質問させていただきたいと思います。

まず最初に、それぞれの指標の項目に関して、人権問題に関する市民意識調査と民間ネット調査の両方のデータが示されているのですが、大きな傾向としては、人権問題に関する市民意識調査のほうは、年度が進むに従って、割合が増えている一方で、民間ネット調査のほうは多くの項目に関して割合が下がってきております。これをどのように評価されているのかをまずお伺いしたいと思います。どうしてこういうデータになるのか、何か背景はあるのでしょうか。

それから、指標なのですが、全体として主観的あるいは情緒的なデータが多いという印象を受けております。そうしたデータをもって、大阪市が「人権が尊重されるまち」に向かって進んでいると評価していいのかどうかは、丁寧に検討すべき重要な問題なのではないかと思っております。

例えば 23 ページの外国人に関する基本指標ですけれども、ここで「大阪市は外国人が地域社会の一員として、充実した生活が営めるまちであると思う」市民の割合ですが、この調査に外国人の方は含まれているのだろうかということ、まず、お伺いしたいと思います。

その上で、その次のページの 24 ページですが、ここには、様々な施策の利用者の方のデータが示されていますが、人権が達成しているかあるいは保障されているかということは、おそらく人権が侵害されたときにどのように救済されたかということと非常に深く関係していると思います。

その観点から言うと、差別事象に対してどんな対応が行われたかということ、どこかで指標に含めないと、こうした指標の信用性、信頼性ということに関して、疑問符が付きかねないのではないかと思います。

同様なことは、犯罪被害者ですとか、あるいはホームレスの方のデータにも言えて、こういう答えを、どういう根拠を持って出せているのか、なかなか難しいところ、主観に頼る調査方法だけでは、ちょっとデータの信憑性が揺らぐのではないかなと思いますので、もう少し指標の選び方には工夫や改善の余地があるのではないかと思います。その辺りについて、もし何かお考えがありましたらお聞かせ願えると嬉しいです。

### 高橋課長代理

まず 1 点目の、市民意識調査は 5 年前と比べて上がっているけれども、民間ネット調査のほうは下がって来ているというところの認識というか、その辺りでございます。

市民認識調査につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、標本といいますが、無作為抽出をいたしました 2,000 人の市民さんに対しまして、郵送で

直接お送りして、郵送でお返しいただいているという形になります。民間ネット調査は委託業者に委託して、各年齢層 100 名ずつに回答いただくという形になっております。

ベクトルとして、意識調査は上がっているけれど、民間ネット調査は下がっているということですが、ネット調査につきましては、毎年定点的に同じ業者に委託をするということではなく、公平公正の観点から入札をしておるところでございます。毎年異なる業者に委託をしている関係から、実のところ、その業者によって、抱えているサンプルの性質というものが、例えばIT関係に興味のある方をたくさん持っている業者さんとか、環境問題に関心のある方を多く抱えている業者とかですね、いろいろあるようでございます。この2年、3年、4年とですね、数値が下がってきているということに関しては、事務局としては重く受けとめなければならないというふうには考えておりますけれども、委託をする業者の持っているサンプルの方につきまして、ちょっと傾向なり、偏りがあるということも聞いておりますので、そういった点も含めて、今後なお一層周知啓発に努めていかなければならないというふうにご考えておるところでございます。

#### 藤本課長

人権企画課長の藤本です。

今、高橋の説明の中で、市民意識調査と民間ネット調査の回答の違いというのは、概ね高橋が言ったとおりでございます。市民意識調査のほうはサンプル数も多く、統計的に一定の精度を持っておりますので、この5年毎の調査というのがやはり基本になります。ただ、これを毎年するというにはなりませんので、民間ネット調査で補っていくというようにしています。やはり傾向としまして、全体に人権に対する意識のところでの回答が結構上に上がっているところにつきましては、どの項目についても、どちらかと言うと、望ましい数字になっているという傾向もありまして、民間ネット調査の会社さんの持っておられるユーザーさんの性質によって違いがあるかなということも含めまして、補完的な資料としています。

指標のほうは、情緒的な指標が多いということで、これは我々にとっても大きな課題となっているのですが、なかなかこれを数值的に、実際に大阪市の人権施策を進めるうえで、適切にとらえる指標を我々のほうで設定するのが難しいところがございます。そういった中で、この「人権が尊重されるまち」指標につきましては、補足的にできるだけ客観的な数値を、個別具体的な項目として、いくつか設定しまして、全体の基本指標のほうと合わせて見ていきたいということで考えております。

どれだけ人権が守られているかということ、人権侵害に対する救済というようなところの、客観的な指標が必要ではないかということにつきましては、なかなか個別、全体で取れるもの取れないものがあると思いますが、次の議案のときに、大



阪市の人権啓発の取組み、人権相談の取組みについてで、後程ご説明させていただきたいと思います。

犯罪被害者、外国人というところの指標の作り方というところにつきまして、ご意見を頂戴しましたが、我々も常に苦心しております。以前、犯罪被害者の担当もしておったのですが、本来であればそういった犯罪が起きないといえますか、そういった支援のほうが少ないほうが少ないほうがいいというようなことではありますが、実際的に支援が届いているのか、支援が必要な人のところに提供できているのかというところを、実際に我々が支援をさせていただいた方に、これも強制ではないんですけども、我々のサポートっていうのが届いていますかということ、アンケート調査なども交えながら、できるだけいろんな形で捉えていけるように、日々検討しつつ進めているところでございます。

### **三輪委員**

先ほどの質問の中で、市民意識調査で外国人のことを尋ねられていますが、調査対象に外国籍の方は入っているのかとお尋ねしました。外国籍だけではなく、LGBTIQの方たちについても同じことが言えると思うのですが、当事者の方がどう感じていらっしゃるかということは非常に重要だと思います。市民に、外国籍の方は入っておられるのかどうかというのが1点目です。加えて、外国籍、LGBTIQ、障がい者の人権を考えると、当事者の方がどのような認識を持っておられるかが重要だと思いますので、その点について、当事者の方にターゲットを絞った調査を行うお考えがあるかどうかについて、お伺いできたら幸いです。

### **藤本課長**

市民意識調査の対象としましては、外国籍の方についても、大阪市の住民登録をされている方が入っております。ただ、基本的な調査票につきましては日本語という形になっていますので、うまくその方々のご意見が拾えるのが課題になっております。

直近の意識調査のほうから、ちょっとこういう形っていうのはベストではないのですけれども、ホームページの自動翻訳などを使って、外国籍の方、日本語を母語としておられない方につきましても見ていただけるというような取組みを始めてみたところでございます。

あと、当事者の方にターゲットを絞った調査について、外国人の方を対象にアンケートといえますか、これも毎年ということはないのですけれども、実施をさせていただいているところです。

### **武田会長**

では、オンラインの久保田委員をお願いします。

### **久保田委員**

私も基本指標のことで気になっているところがありまして。

民間ネット調査のことなのですが、こちらは年代ごとに 100 人ということなので、年代ごとのクロス集計があれば、こういった年代の方々に啓発をしていったらいいのかという、ターゲットの絞り込みができると思っておりまして、そのクロス集計の必要性とかは、どうお考えでしょうか。

### **高橋課長代理**

委員がおっしゃるように、こちらローデータが毎年提出され、年代ごとのクロス集計もさせていただいているところがございます。各年の、民間ネット調査の報告書につきましては、ホームページでも公表させていただいており、久保田委員おっしゃるように、年代ごとに何十代が、その値が高いあるいは低いということがわかりますので、そういった年代を踏まえた周知啓発のやり方もあるのかなあと考えます。

ただ、例えば 60 歳以上につきましても、もう Windows95 が出てから 30 年近く経つわけですので、60 歳以上だから紙媒体で、若いからデジタルでというふうな一律の切り方もできないのかなと考えます。私どもとしては、多様な媒体でできるだけ多くの人に届くような周知、啓発、広報をやっていかなければならないというふうにご考えておるところでございます。

### **武田会長**

もうひとかた、井上委員をお願いします。

### **井上委員**

31 ページ、32 ページの LGBT に関して、「大阪市 LGBT リーディングカンパニー」認証制度、「大阪市性の多様性尊重大賞」、この二つの取組みはすごく素晴らしいと思うのですが、どのような形で募集して、またどのような形で市民の方に結果を知らせておられるのか。まだまだこの二つの取組みは市民の方に知られてないと思うので、さらに周知に力を入れていただきたいということと、あとは LGBT に関する取組みは大阪市全体でやっていただいているが、淀川区、港区のように積極的に取り組まれているところと、そうでないところとで、温度差がすごくあるように感じます。

### **吉田所長**

「大阪市性の多様性尊重大賞」のところですが、募集につきましては本市のホームページに掲載するほか、関係される団体さんに声掛けさせていただいております。また、事業者さんだけに限らず、学校であったりとか、そういったその他の団体も含まれますので、例年、学校のほうからのご報告をいただいて、高等学校であったりとか中学校ですね、それぞれ取り組まれている状況を見させていただき、表彰をさせていただいているところでございます。

おっしゃるとおり、淀川区、あとは港区とか生野区とか、それぞれ盛んな区と、なかなかそこまで取り組めていない区もあり、温度差があるのは承知しているところでございます。それぞれの区の判断もあり、今の状況では、大阪市のすべての区において、同じように事業を実施していくことについては、ちょっと難しいところもあろうかと思えます。

淀川区のように活発に取り組まれているようなところについては、ご紹介させていただきながら、引き続いて取り組んでまいりたいと考えております。

#### **井上委員**

わかりました。ありがとうございます。

#### **中東委員**

意識調査のところの質問をさせていただきたいのですけれども。

市民意識調査っていうのは5年ごとに行い、その結果について専門家に分析をお願いするというので、一方の民間ネット調査については、改めて分析は行わないというふうにお伺いしたことがあります。

もちろん、市民ネット調査については毎年のことなので、専門家にいちいち分析をということは必要ないのかもしれませんが、今回この10の指標の中でLGBTを除いて、2年連続で右肩下がりになって来ているということを見ると、やはり何か手だてを打たないと駄目なのかなというように思うのですけれども。

この右肩下がりになっている指標についてPDCAを回して何か手だてを打つようなことを考えておられるかどうか、お聞かせいただきたい。

#### **高橋課長代理**

委員ご指摘のとおり、2年連続で下がっておるところは、私どもとして重く受けとめなければならないのかなと思っているところでございます。先ほど委員のほうからございましたように、毎年ネット調査につきまして、専門家の分析というところまでは、なかなか難しいのが現状でございます。

なぜかというところは、先ほど申しました調査会社が毎年異なってくるということもございまして、なかなか一概には申せないということですが、やはり数値という

ことを一旦は重く受け止めて、どういうふうな周知啓発のやり方ができるのかというところで、限られた予算の中でもございますので、例えば現状ホームページというものがわかりにくいのであれば、比較的目を引くような、わかりやすい形に再編をさせていただくでありますとか、あるいは、大阪市の施設の中に、全てではございませんけれども置いておりますデジタルサイネージのほうに、動画を作って市民さんに見ていただく機会を増やすなど、市で持っております媒体をできるだけ活用いたしまして、周知啓発をわかりやすくやっていきたいというふうにご考えておるところでございます。

### 坂井委員

私からも一つ、ちょっと確認、質問させてください。

様々な人権課題の取組みということで、10の課題がありますよということで挙げていただいています。で、これをそのまま見ると、課題が一つひとつ、10個並んでいます、それぞれ別々に課題がありますよ、みたいなイメージを持ってしまうわけですが、すけれども、実態としてはそれぞれの課題が、かなり複層的に複雑に絡み合って問題として存在している。これが実際のところだと思えるのですね。もちろんそういうふうにご総合的に取り組んでいただいているとは思いますが、この点について現状どんな感じで対応していただいているのでしょうか。

### 藤本課長

これらの課題につきましては、市民局が実施しているもの以外のものもございませう。これらの調査結果は、庁内会議で伝え、所属の施策の参考にさせていただいているところでございます。坂井委員からご意見がございましたとおり、10の課題というのはそれぞれ独立性あるものではなく、いろんな所属の施策に絡んでおります。先ほども、ヤングケアラーのお話があったところでご紹介させていただきましたように、各所属で横断的に取り組むべき課題につきましては、内容にはよりますが、副市長をトップにした庁内会議であるとか、そういった形で、それぞれの所属が寄りまして検討していくというようなことで今も進んでいるところでございます。

### 武田会長

はい。結構たくさん、ご意見をいただきました。

時間の関係もございませうので、ただいま委員各位から出されましたご意見ご指摘を踏まえ、事務局において検討の上、「人権が尊重されるまち」指標の取組みについて着実に進めていただくようお願いいたします。

では議事を進めていきたいと思ひます。

議題(2)のイ「人権啓発の取組みについて」及びウ「人権相談の取組みについて」、事務局から一括で説明をお願いし、その後、質疑としたいと存じます。

では事務局から説明をお願いします。

## 吉田所長

まずお手元の資料 3「大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについて」ご説明させていただきます。1 ページ目の地域密着型市民啓発事業でございますけども、地域に根差した啓発の担い手としてご活躍いただいております人権啓発推進員の方々を対象とした事業、研修で、人材の育成を図る事業でございます。当審議会の香川委員をはじめ、多くの方々にお力添えいただきまして、12 月現在で 719 名の方に、市長から委嘱させていただいているところでございます。

本年 4 月にインターネット上の人権侵害などの今日的な人権課題への対処と、活動をさらに活発化させるために、委嘱年齢につきまして 80 歳未満として、要綱を改正し実施しているところでございます。昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの研修が書面開催となってしまったところでございますが、今年度につきましては、新任の推進員を対象とした研修をはじめ、全推進員を対象とした研修、リーダー的推進員の養成研修、来月から開催予定の情報共有の研修を対面での実施としてまいります。また、今年度につきましては、研修に参加できなかった方が、後日、YouTube で学習していただけるよう工夫してまいったところでございます。

次に 2 ページから 3 ページの市民啓発広報事業でございます。多様な媒体を活用させていただきまして、市民の方々に人権問題への理解を深めていただくよう広報を行うものでございます。

最初に、啓発用 DVD の購入でございますけども、人権啓発に関する DVD の購入、貸出しを行っております。啓発用 DVD につきましては、利用者アンケートを参考にしながら、LGBT、コロナ差別、ネットリテラシーなど、様々な人権課題に関する新たなジャンルを含めて購入し、貸し出しさせていただいているところです。

また、今年度は人権意識や知識につきましては、より若い世代から学習し身につけていくことが必要というふうなご意見をちょうだいしまして、こども向けの DVD を含めて購入する予定としているところでございます。

保有しております 291 作品の内訳につきましては、資料に記載のとおりです。令和 4 年 11 月現在の貸出し実績としましては、本数が 336 本、延べ 7,023 人の方々に視聴いただいているところです。

続きまして、3 ページ、人権啓発情報誌である大阪市人権だより「KOKORO ねっと」でございますが、テレワーク時代のハラスメントや情報コミュニケーションなど、今日的な身近な問題を掲載するなど、興味を引く内容を増やしまして、紙面の内容の充実を図るほか、ホームページにデジタルブック形式を採り入れ掲載し、読者層の裾野を広げるよう取り組んでいるところでございます。今年度は 4 回発行するとして

おりまして、本市関係施設や、140 か所の Osaka Metro の地下鉄駅等へ配架しているところがございます。特に 10 月発行分は、教育委員会と協議しながら、小学生児童向けに特別号として、37,000 部を作成させていただきまして、インターネットをテーマに、道徳の授業やホームルーム等の教材としてご活用いただいているところがございます。

次に人権ユニバーサル事業でございます。この事業は、平成 30 年度から東京オリパラに向けて、人権意識の高揚をめざして始めた事業でございます。昨年度は、障がいのある人に係る人権啓発教材を作成し、動画等により、主に小学生の高学年に学んでいただける内容のものとしたしました。今年度につきましては、LGBT 等の性的少数者をテーマに広報用動画を作成しておりまして、3 月完成の予定で進めているところがございます。

次に、4 ページの参加・参画型事業でございます。市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供することを目的としておりまして、とりわけ人権への関心を高める必要がある若年者の方を対象に人権意識の醸成を図ることとしております。

一つ目の人権に関する作品募集事業でございます。人権に関するキャッチコピーを広く募集させていただきまして、優秀作品を様々な人権啓発の広報印刷物等に活用するとともに、各区の人権啓発事業に活用しているところがございます。今年度につきましては 5,389 作品のご応募をいただきまして、受賞された方々への表彰式を 3 月に行う予定としているところがございます。引き続き多くの方々に応募いただきますように、ホームページや本市施設のほか、Osaka Metro、JR の各駅、小中学校、高等学校等でポスターの掲示を行ってまいります。

続きまして、人権の花運動及びJリーグのセレッソ大阪との連携協力事業では、大阪市、大阪法務局、並びに大阪第一人権擁護委員協議会等で構成する人権啓発活動地域ネットワーク協議会の連携事業として、全国一斉に国の基本方針に沿って実施されておりました。今年度につきましても、ご覧の資料内容のとおり実施しているところがございます。

次に、5 ページの企業啓発推進事業ですが、市内の企業・事業者等における人権啓発や人権研修への支援を行う事業です。より効果的な研修内容となるように、テーマや講師選定を行い、参加者の拡大につなげるものとしています。外国人や同和問題、障がい者、LGBTQ など、多様な人権課題を踏まえて研修を実施しているところがございます。

6 ページのその他といたしましては、新型コロナウイルス感染症に係る人権啓発です。今後も新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見をなくしていく取組みとして、ホームページや SNS、動画配信を通じて啓発、周知を行ってまいります。

次に、7 ページの効果検証事業ですけれども、学識経験者による事業の検証を行いまして、PDCA サイクルを回し、効果的、効率的な事業の展開を図るものがございます。

ます。個々のご意見は、資料に記載しているとおりでございまして、一つ一つ紹介をさせていただきませんが、啓発や相談事業に関わる様々なご意見をちょうだいしまして、いただいたご意見を念頭に置いた事業実施をしてみたいと考えているところでございます。

最後に、本日の資料には添付しておりませんが、大阪市内の各区役所においても、コロナ禍の制約もあろうかと思えますけれども、年間を通じて様々な人権啓発事業に取り組んでいただいているところでございます。

引き続き、資料 4 の「大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについて」説明させていただきます。

本事業につきましては、事業を委託させていただいております、専門相談員を配置し実施しており、平日夜間だけではなく、日曜・祝日にも相談対応を行っているほか、区役所への出張相談や、弁護士相談、さらには、他の専門相談機関と連携して解決支援等に当たるなど、より相談者ニーズに応じた相談体制としているところでございます。相談方法につきましては、ご覧のとおり、電話、面談、ファックス、手紙のほか、電子メールによる相談も行っているところでございます。

2 の令和 4 年度における取組みでございます。複雑多様化している人権相談に対応し、人権侵害の早期発見と救済を進めていくために、当センターの相談窓口の認知度向上を図るとともに、区役所における人権相談機能の充実、専門相談機関等とのネットワークの充実に取り組んでいるところでございます。

まず、(1)の認知度向上に向けた取組みですが、当センターの存在を知っているかについて、令和 3 年度の民間ネット調査では、17.8%であるところ、4 年度は 19.6%と、若干でございますが、上回る結果となりました。また、そのうち人権侵害を受けた場合の相談先として、当センターを選ぶといった有用性につきましては、同調査結果で 46.9%と、減少してしまったところでございます。

今年度の具体的な取組みにつきましては、次ページの「ア」から「キ」に記載しているところでございますが、特に相談窓口の周知ポスターにつきましては、多くの方に見てもらえるように、掲出場所やデザインについて工夫が必要と考えておまして、「キ」に記載しておりますとおり、大阪芸術大学や近畿大学の学生の協力をいただき、目を引くようなデザインのポスターを作成し、Osaka Metro 主要駅に掲示したところでございます。

(2)の満足度向上に向けた取組みにつきましては、すでにアンケートで高い評価をいただいております、引き続き相談者に寄り添った対応をしていくように、受託事業者と調整してみたいと考えているところでございます。

次の(3)区役所における相談機能の充実に向けた継続的な取組みにつきましては、ケーススタディの事例研究内容の充実や、区役所の担当者のスキルアップを図るための研修会の実施、また、昨年度より、新任担当者向けの研修会を実施しております、

業務知識の速やかな習得に繋がるよう支援を行っております。

(4)の専門相談機関等とのネットワークの充実に向けた取組みにつきましては、関係会議の開催による体制の連携強化を図るとともに、相談案件を通じた NPO 団体等との連携を図ってまいります。

続いて、3 の令和 4 年度 11 月現在の相談実績についてですが、相談いただいた実件数は 1,274 件と、ひと月平均では 159 件となっております。昨年度から減少しています。これは頻回相談者からの相談が減少したことによるものだと考えているところでございます。

また、次ページの相談内容の課題に分けた課題別件数につきましては、1,591 件となっております。これは一つの相談で複数の課題に関する相談があるために、先ほどの実件数 1,274 件より多くなっています。内容の主な特徴といたしましては、障害基礎年金の制度であったり、障がいを理由としてアトラクションの利用ができないなどの障がいに関する課題が最も多く 34.6%。突然家を出ていくよう同居人から言われたとか、高齢の親の介護などの生活に関する相談が 13.8%と相談の多い項目になっているところでございます。一番下のその他の 29.0%につきましては、特定の頻回相談者からの、会話が成立しない一方的な話であったり、無言電話のほか、相談内容の不明瞭なものや、行政に対する様々な不安や苦情ということになってございます。

次の 4 ページ、新型コロナウイルス感染症に係る人権相談につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、差別や偏見をなくしていく、啓発を行うとともに、人権相談にも積極的に取り組んでいるところです。令和元年度に 4 件、2 年度には 67 件、3 年度には 69 件とご相談いただいたものの、今年度につきましては、11 月末で 13 件と減少しております。内容につきましては、ワクチンの接種に関することや、マスクを着用できない方への無理解といった相談が寄せられているところでございます。

## 武田会長

ただいま事務局から人権啓発の取組み及び人権相談の取組みについての説明がありました。

ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

## 中東委員

資料 3 のところの人権だより「KOKORO ねっと」についてなんですけれども。

いつも興味深く拝読しておりますけれども、少し違和感を覚える部分があって、それは何かと申しますと、「性の多様性尊重大賞」の表彰式のところです。いつも副市長さんが事業所訪問されて、表彰されるところの写真が掲載されているのですが、大体表彰される側の人が出てくるのは 3 人から 5 人ぐらいまでで、写真のほうは前に



椅子が三つあって、真ん中に副市長さんが座られ、その両横に受賞の方が賞状を持って並ばれています。ここにちょっと違和感があるのです。受賞者がたくさんおられて集合写真を全体で撮るときには、副市長さんが最前列の真ん中に座られたらいいと思うのですが、個別の事業所に訪問されて表彰される時は、真ん中に座るのではなくて、やはり真ん中は受賞された方が賞状を持って座られて、その横で副市長さんが称えてあげるって構図の方がいいような気がするのですよね。誰が主役なのかというところですけども、僕からすればどう見ても、それぞれの真ん中に座られたら副市長さんが主役に見えちゃうのです。その配置を少し考えたほうがいいのかなというふうに思うのと、写真を撮るときに、やはり「おめでとうございます」という気持ちでもって、にっこり笑うぐらいの写真のほうがイメージ的にいいのかなというふうに思いますので、ちょっと感じたことですがけれども発言させていただきました。

#### **吉田所長**

ありがとうございます。今回も基本はにっこり笑ってということで写真を撮ったつもりですけど、留めておきたいと思います。なお、副市長が各事業者を回ってということではなくて、受賞された事業者の方に市役所のほうにお越しいただいて、こちらの市役所内で表彰式を執り行ったものです。構図については、検討させていただきます。

#### **山本委員**

先ほどの三輪委員の意見とちょっと重なるのですけども。

満足度向上に向けた取組みということでは、かなり高い数値が出ております。相談件数も出ているということで、そうなるそうですね、最初のアンケートで、当事者がどれぐらい答えているのかが非常に重要になると思います。全体にどれぐらいの課題があって、相談を受けられているのか。それによって当然役所の体制とかも変わってくるでしょうし、力の入れようも変わってくると思ったりするのですが、その点をどう考えているのか、お聞かせください。

#### **吉田所長**

人権相談の満足度ということでご質問いただいたということで、理解させていただいているのですけど。

相談者アンケートにつきましては、基本的にはすべての相談者の方にアンケートをお願いして、可能な限りアンケートにお答えいただいております。ただ、委員がおっしゃるように、あまりにもこの相談の目標値の達成が高過ぎるってということもあろうかと思しますので、やっぱりその内容につきましては、たんに役に立ったとか、どちらかといえば役立ったとか、問題の整理を図ることができたというような項目でござ

いますけども、それ以外にも相談者の方の、よりニーズに応える内容について把握して、還元できることも含めて検討してまいりたいと考えます。

### 山本委員

やっぱり我々が知りたいのは、どれぐらいの層が、悩んでらっしゃる方がいらっしゃるのか、その辺の全体的な数が見えないと、やっぱりこの件数が適正なのかどうなのかというのがわからないので、その辺はちょっと工夫していただきたいと思いません。

### 久保田委員

資料 4 の 1 ページ、人権啓発・相談センターでの人権相談についての(3)の相談方法ですが、いろいろな方法はあるにしても、大体電話が多くを占めているのですが、方法についてチャンネルは多いほうがいいのかと思ひまして、例えば、オンライン、今回のようなツールを使ったような電話、テレビ電話みたいな方法であるとか、そういった環境の準備であるとか、どのようにお考えかを、お話しいただいてもよろしいでしょうか。

### 吉田所長

先ほど説明させていただいたとおり、現在は電話と面談、FAX ですが、相手が見えるということでオンラインでの面談でのお話ということも相談のひとつのツールとしてはあろうかと思ひます。人権相談につきましては事業委託させていただいておりまして、事業者の方から事業提案していただいて事業者を決め、相談対応をさせておりますので、オンラインによる相談が、より相談者の方の立場に立った相談ができるといった提案があれば、前向きにと考えているところですが、それにつきまして今後の課題というふうなことで検討してまいりたいと考えています。

### 廣岡委員

バラバラした話になるんですけども。

指標のところでも議論になっていましたが、行政の、市役所の内部での職員研修という話がありました。先ほどのセンターのほうでの担当者研修、これまた別の研修なのかというふうに思うんですけども、指標のところでは対象となるべき母数がどれぐらいで、どれぐらいの割合の職員が実際に研修を受けているのかが、ちょっとその辺りがわかりにくいなと思ったんです。

と言うのは、やっぱり市役所、大阪市全体として、その人権侵害は駄目なんだという、人権を守るんだというメッセージを出しているんだということが、どこまで市民に伝わっているかということとか、このセンターの認知が、もうちょっと数値が上が

っていかないということと関わっているような気がしています。

素人目に見ても、もうちょっとその体制を充実すべきじゃないかというふうに思うのです。割かれている人員とか、予算とかも限られているという中で頑張っておられるとは思いますが、大きな話で言えば、センターの体制の充実ということが、課題であろうというふうに考えます。

差し当たり当面の問題として、行政としてこの人権救済をするというメッセージを市民にどういうふうに伝えていくかというときに、やっぱり市の職員のボトムアップということでの職員研修となっているのかなということがあります。

そのことと関わって、ワンストップということ言えば、センターの場所は大阪市の中で 1 か所、アクセスもちょっと遠いと感じる人も当然おられると思いますし、最寄りの区役所が重要な拠点になるのはご報告のとおりだというふうに思います。で、その区役所でワンストップが望ましいというふうに思いますけれども。

どういうふうな連携を図られているのかということ、区役所に行ったら「ここ行ったらいい」というふうに、わかりやすいものになっているかどうかということ、例えば今日、大阪市役所へ入ってきても、大きな看板は見えますが、人権相談にどこ行ったらいいとか、あるいはそもそも市のメッセージとして、人権に係るメッセージがこの淀屋橋の建物に入るところに見当たらないわけですね。やっぱりそういう点で、市民にとってこの人権相談というところのアクセスがわかりにくいものになっているので、市民啓発という中で、SNS の活用ということの議論もありましたけど、こういった相談窓口ということも、定期的にこういうものがあるのだというふうな情報発信を、それから相談センターだけじゃなくて。区役所でもいいんだというように定期的に出していてもいいのではないかなというふうに思ったところです。

## 吉田所長

人権相談の取組みの中でご報告いたしました職員の研修の話ですが、これにつきましては、まず区役所の人権相談を担当する職員に向けた研修ということで、細かいところまで報告させていただきませんでした。人権相談担当者向けの研修会を 8 月と 12 月に実施してまいりました。参加人数につきましては、8 月につきましては、区役所職員が 21 名、12 月につきましては年末で集まりにくかったこともあり 19 名にとどまったところでございます。

全職員に向けた人権研修ですが、市民への啓発・相談ではございませんので、資料には書いてございませんが、市の職員を対象とした研修では、指導者研修がございまして、これは大阪市役所の課長代理級以上の職員を対象にした研修でございます。それ以外に、管理職研修ということで、所属長から課長代理級までのすべての職員を対象とした研修、それ以外では e ラーニング研修を大阪市役所のすべての職員を対象と

した人権研修を実施させていただいているところです。

人権相談窓口につきましては、委員がおっしゃるとおり、人権啓発・相談センターは阿波座ということで、わかりにくいということはおっしゃるとおりだと思います。区役所のほうでも、人権相談時にどこへ行ったらいいかわからない、市役所もそうなんですけど、わからないようなところにつきましては、周知ポスターを貼らせていただくなどの対応を可能な限りお願いをさせていただいているところです。相談のポスターを区役所に貼ったり、Osaka Metro の駅に貼ったりというふうな努力をさせていただいているところです。委員ご指摘のとおり、人権相談はどこに行ったらいいのかわかりやすく工夫するように検討いたします。

相談事例につきましては、区役所のほうでご相談いただいたときに、専門的な知識を備え対応するということができない場合もございます。月に 1 回の担当者に向けた会議や、今申し上げた研修会をやっているところですが、専門的な知識があるなど、そういった場合につきましては人権啓発・相談センターに区役所からご連絡いただいて、適切な相談窓口をご紹介するというようなことで、対応させていただいているところでございます。

### **廣岡委員**

何て言いますか、勇気を振り絞って行ったものの、最初にどこに行ったらいいかわからへんということや、対応された職員さんが、ここ行ったらいいっていうふうに適切に誘導できるかどうかというところだと思うのです。そこで、いわゆるたらい回しってことになってしまうと、それで相談を諦めてしまうことになると思います。

### **武田会長**

では、三輪委員をお願いします。

### **三輪委員**

今回から委員になったこともあって、確認させていただければと思うことがあります。

資料 4 の人権相談の取組みで、人権問題に関する専門相談員による相談となっているのですが、この専門相談員という方たちがどんなふうに使われているのか、どんな方が専門相談員として対応されているのか、お伺いできればと思います。

その上で、3 ページの課題別相談内容のところを拝見しますと、令和 4 年 11 月末にかけて、相談件数は激減しているように見えます。特に、生活とか労働といった、一般的に報道や様々な報告に接する限り、コロナ禍で最も影響が大きいのはと推察される分野の相談が激減しているというデータがあり、これをどのように判断、評価されているのかをお伺いしたいと思います。

一方でと言うか、満足度は高いというデータが出ているにもかかわらず、相談件数が激減しているという、このあたりの背景は何なのだろうということについて、ご意見を伺えたら嬉しいです。よろしくお願いします。

#### **吉田所長**

専門の相談員につきましては、例えば消費者相談のように消費生活相談員ということで国家資格を設けているような相談ももちろんあるのですが、この人権相談につきましては、そういった資格というのはございません。各相談員の、今までどういった経験とございますか、どういう研修を受けてきたとか、資格など、いろんなところを一応見させていただきます。例えば大阪府の人権擁護士であったり、また大阪府の人権総合相談の養成講座を修了しているとか、あとは社会福祉士とか、一般的に人権、社会の様々な事情に精通されていて、人権相談に対応できる方を受託事業者の方が雇っていただいて、対応に当たっていただいております。それ以外にも、保護司であったり、人権擁護委員さんとか教員とか、そういった方もおられます。

#### **土岐委員**

今、三輪委員が質問されたことに関連して、ちょっとお聞きしたいと思います。

私もこの資料 4 の 2 ページですね。令和 4 年度における相談件数が記載されていますけど、この相談というのは、単年度ですべて処理されているということでしょうか。

#### **吉田所長**

人権相談ですので、1 回の電話のキャッチボールで終わる方もおられますし、そうじゃなく、何回も引き続いて電話がある場合もございます。

#### **土岐委員**

相談が年度を越して跨った場合、1 年相談したけども解決せずに持ち越した場合なんかどうなのですか。

#### **吉田所長**

相談の件数なので、1 回電話してこられたらワンカウントです。

#### **土岐委員**

ここは 1,274 件で、3 ページのほうが 1,591 件ですか。

#### **吉田所長**

そうです。先ほどの説明の中でも申し上げましたが、2 ページの 1,274 件と実相談件数で、課題別につきましては、様々な課題の方がおられますので重複しているケースがございます。

#### **土岐委員**

向上に向けた取組みということで、ほぼ 100%満足しているということで、そういうことはあるのかなというふうに思ったのですが。2 年度は 99.9%。3 年度も 99.9%。4 年度は 11 月現在で 100%ということは、相談している人はほとんど満足して帰っているということですか。

#### **吉田所長**

山本委員からもご質問いただいて、答えさせていただいたところですが、実際のアンケートにつきましては、相談いただいたほぼすべての方からアンケートでは満足を頂戴しているのですが、アンケート項目につきましては、より相談者の方への寄り添った対応ができるように、満足度以外にこういった項目、こういったニーズを把握しておくべきかということも含めて、検討してまいりたいというふうなことです。

#### **土岐委員**

解決に向けた道筋が見えた、何か、やっぱりそういうふうに言うのでしょうか。

#### **吉田所長**

三輪委員から件数がかなり減ったというふうなところも、ご意見として頂戴したと思いますが、人権相談につきましては、極端な話、「生きる、死ぬ」とかというような話もありまして、頻回で 1 日のうち 10 回も 20 回も電話して来られる方もおられます。今回、令和 4 年度につきまして、大きな理由との一つとしては、頻回相談者の方がかなり減ったようなところで、11 月までのケースでは半減しています。それ以外の理由もあろうかと思うのですが、そこはまた内容を、こういった理由で減ったのかというところにつきまして、改めて検証してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

#### **武田会長**

時間が押していますが、どうしてもということは、ございますか。

#### **廣岡委員**

すいません、思いつきの質問ですけれども。

よくメーカーの問い合わせの窓口とかに電話をかけてもなかなか繋がらないという

ことがあります、この大阪市の相談センターについて、電話をかけたけれども繋がらないということがどれくらいあるのでしょうか。

### 吉田所長

人権啓発・相談センター相談の体制につきましては、電話は2回線用意しているのですが、今お示ししている相談件数でございますので、電話が繋がらなかったという苦情については、年に数回ないわけではないのですが、苦情はお受けしていない、大体1回で繋がっているのかなというように考えております。

### 武田会長

他に、どうしてもという方、いらっしゃいますでしょうか。

### 香川委員

はい、香川でございます。

今、言っていたとおり、私は人権擁護委員をしながら、大阪市の人権啓発推進員もしておりますので、発表していただいたとおりのことを実施するほうの立場でございます。

人権擁護委員のほうでは、月に何回かは法務局のほうに行って、子どもたちの電話を受けたり、大人の方の電話を受けたり、本当に悩んでいらっしゃる方の相談を受けています。私たちは、専門家ではございませんけれども、いろんな講習を受けながらやっています。専門家ではないということで、最後、決定権はないのです。だから、寄り添うと言いますか、言ったことを聞いてさしあげて、「そうね」みたいな感じで、そうしたら、その方たちは気持ちが、すごく和むのですね。だから、それで、「わかりました」、「ありがとうございます」というふうなお礼の言葉をいただいたりとかしますので、これはお役には立っているのかなというふうに思います。

大阪市の人権啓発推進員のほうでは、区役所で、年間何回か、地域の方たちの悩み事相談をお受けしているというような立場でございます。それも、本当に聞いてさしあげるだけで、気持ちを和ませていただけるところで、本当に決定的なことは何もできてないと思うのですが、そういうところでちょっと和む、いい雰囲気をつくれるかどうかということなんです。でも、本当に悩んで、生きるか死ぬかというふうなところ、「もう死にます」みたいな感じもあるのです。それは「ちょっとお待ちくださいね」みたいな感じで、普通のお話で寄り添っていけば、それはそれで和んでくださるといいますかね。大阪市がこの人権啓発推進員を私達にさせてくださっていますけど、それもお勉強しながら初めは何もわかりませんでしたけど、もう何十年もしておりますら、そういうことがわかるようになってきて、人様の気持ちっていうのを汲むことができるようになるというのは、素人でもそれができるのだなってい

うふうに思って、大阪市にも感謝をしております。

本当に、大阪市も頑張っておりまして、でも人権ってというのはなかなか広がらないのですね。「人権なんて、何よ」みたいな感じで第一声そうおっしゃる方もいらっしゃいますので。だから、そのところを、うまく私達推進員が、擁護委員が広げていくっていうか、1人の方のお話を聞いて、その方がその一瞬でも救われればと思いつながら、私はやらせていただいております。

今、ご質問なされた先生方は、どういうことをなさっているのだろうみたいに思われて、ご質問なさっていると思いますし、この数字は本当かみたいな感じで思われていると思いますけれども、私たちもアンケートもいっぱい書きますけれども、このとおりで、今発表いただいたとおりでございますので、またこれからも頑張らせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

#### **武田会長**

はい。ありがとうございます。

では、時間の関係もございますので、ただいまの委員各位からのご意見ご質疑を踏まえて、事務局において検討の上、人権啓発及び人権相談について事業を進めていただければと思います。

続きまして、報告事項が3件ございます。続けて説明していただいた後に、ご意見ご質問をいただこうと思います。

ではよろしく申し上げます。

#### **藤本課長**

藤本でございます。私のほうから、資料5のご説明ということでございます。

大阪市ファミリーシップ制度の開始ということで、大阪市では平成30年7月から、性的マイノリティの方々のパートナーシップ関係を宣誓されたことを証明する制度を行っていたのですが、この8月から、パートナー間だけでなく、そのパートナーの子どもさん、また親御さんも含めた関係性を宣誓されたことを証明するという制度に拡充して運用を開始したところです。

制度の概要につきましては、別添の資料をつけておりますので割愛させていただきますが、この制度の構築にあたりましては、この審議会でもご意見をいただき、また、大阪市内で活動されている当事者の方々、有識者の方々からご意見をいただきました。

それを踏まえた大阪の特長としましては、パートナーの一方が亡くなった場合でも、引き続きファミリーシップの関係が維持できるということ。それと、子どもが15歳以上になったときは、その方の意向を尊重してファミリーシップ関係の維持・解消を選択できる。また、これも子どもさんが成年になったときも、自動的に解消するんじ



やなくて、このこどもさんの意向を踏まえた選択ができるというようなこと。これらが大阪での特長になっております。

実績につきましては、宣誓された方につきましては、資料作成時点から増えておりまして。先週金曜日の令和 5 年 1 月 20 日までに、460 組の方が、パートナー関係あるいはファミリーシップ関係の宣誓をされていまして、そのうち子または親を含めた宣誓は 2 組となっております。これが一番大きな制度の変更なのですが、その他サービスの向上でも取り組みをしておりますのでご紹介させていただきます。

まず、大阪府内自治体の連携でございます。この 9 月 1 日時点で、この資料にあります大阪府内の 8 自治体が、パートナーシップ、ファミリーシップのような制度を持っておりました。それと大阪府の制度とあわせまして、ちょっとでも手続きを軽減していこうということでございます。

一般的には、どこかに異動される場合はそれぞれの市町村の制度になりますので、宣誓書をまず返してもらって、新しく行ったところで、私は独身です、婚姻していませんというような書類を出さなきゃいけなかったんですが、この手続きを、この関係の市町村、あと大阪府の中では省略をしようということ、9 月から始めております。実績としましては、今まだ始まったところですので、大阪市から転出された方については 1 件、大阪市へ転入された方は 0 件ということになります。府内自治体で 9 月以降にもパートナーの制度を開始したところがございますので、そういったところと合わせて、制度のほうを広げていきたいということです。

次のページの宣誓手続きの利便性向上、こちらのほうは大阪市の宣誓の際の手続きの利便性ということで、できるだけニーズに沿った形でということで、三つのサービスの向上を行いました。宣誓予約枠の追加では、これまでは平日の 4 枠で、人権啓発・相談センターのほうに来ていただいて、プライバシーが確保された中でということで予約制としておるのですが、新たに毎月第 3 金曜日の 18 時から夜の枠を一つ追加いたしました。

次に、オンライン予約ということで、宣誓のときは予約していただくのですが、これまで電話、メール、FAX だったものを、今どきはオンラインを活用される方も多うございますので、新たな選択肢として、オンライン受付けを開始いたしました。

また、3 番目、オンライン宣誓ということで、これまでは人権啓発・相談センターのところで、来ていただいて宣誓をしていただくということで行っておるのですが、今遠く離れていたりとか、そういったご希望もあり、こちらのほうもオンラインを活用したらどうかということで、Microsoft Teams とか、Zoom を使ったオンラインでの宣誓の選択も去年の 11 月から可能としました。

まだまだこれからの制度でございますが、これらの利便性の向上策については、ニーズに合わせてご利用いただけるように、ご案内をしていきたいと考えております。

最後になりますが、民間医療機関への働きかけの取り組みについてご説明いたします。

こちらのほうは、大阪市立総合医療センターなどの大阪市関係の医療機関では、以前から、LGBT などの性的マイノリティの方の、面会や医療行為の説明の同席などについて柔軟な対応をしているところですが、ファミリーシップ制度検討の際のヒアリングにおいても、民間の医療機関において、宣誓受領証を持っていても面会や医療行為の説明の同席等について理解してもらえないというようなところがあるとお声もありまして、民間病院などへの呼びかけ、啓発の必要性があるのではないかとというようなご意見をいただいております。

また、前回のこの審議会でも、大阪市は宣誓者の数も圧倒的に多く、先進的に取り組んでいるのだから、民間病院はじめ大阪市の取組みを知ってもらえるように、情報発信を頑張ってもらいたいと、激励のご意見をいただいたところでございます。医療機関についてはコロナウイルスの状況もありましたが、一般社団法人大阪府病院協会様、一般社団法人大阪府私立病院協会様にご相談させていただきましたところ、協会様を通じまして、本市のファミリーシップ制度の周知と、面会や医療行為の説明の同席などについて、宣誓当事者の意向を尊重した柔軟な対応に配慮いただきたいという、こちらの依頼文書を会員の病院様に送っていただくということで、12 月にお願いいたしました。

また、大阪府医師会さんのほうにもご相談させていただいております、こちらのほうには、会員様がお集まりになる場で直接お話いただいたほうがよからうということで、調整をさせていただきます、時期については年度替わりになると思いますが、こういった取組みを進めていきたいと考えております。医師会、民間医療機関にかかわらず、民間サービスの普及ということで、性的マイノリティの方に対する社会的な理解が一層促進すると考えておりますので、引き続きこういった広報や周知についてはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

## 中川副所長

人権啓発・相談センター副所長、中川です。

続きまして、資料 6、インターネット上の誹謗中傷対策の動向について説明させていただきます。

まず、1.大阪市における取組みについてですが、大阪市では昨今のインターネット上での人権問題が顕在化している社会的背景や、本審議会からのご指摘等も踏まえ、様々な媒体を活用した啓発、あるいは理解促進のための研修等を実施してきています。資料では、令和 3 年度、4 年度に実施してまいりました事例について記載しております。大阪市人権啓発情報誌「KOKORO ねっと」では、ご覧の号にてインターネットをテーマとした啓発記事を掲載しております。本日の資料の一番最後に、ご参考として、一部添付しております。

この情報誌各号は区役所をはじめとする本市関連施設を中心に、各号約 16,000 部

を配架しております。第48号と50号は、年1回の特別号として、小学生向けインターネットの使い方について、人権の視点からも考えていただくため、市内のすべての公立小学校の6年生に配布しております。

ポスターによる啓発としては、のとおり、大学との連携ポスタープロジェクトによって作成したものをOsaka Metro主要駅に提示し、また映画タイアップポスターではテレビドラマとタイアップした内容のものを作成し、本市関係施設にて掲示しております。企業人権啓発事業では、人権啓発スキルアップ講座において、インターネットと人権侵害をテーマとした講座を実施しております。の本市職員への研修については、課長代理以上を対象とした管理者層人権問題研修の選択テーマとして、インターネットに関する講座を設定して実施しております。の市ホームページおよびLINEでは、継続して啓発を実施しているところです。

次に裏面にまいりまして、削除要請依頼について報告します。

インターネット上の人権侵害事象について、市民等からの通報があった場合には、人権啓発・相談センターで内容確認を行った上で、人権擁護上問題があると思われるものについて、大阪法務局に対し当該サイトのプロバイダー等への削除要請の依頼を行っております。削除要請依頼を行った案件の内容としては、いずれも動画投稿サイトにて大阪市内の一部地域をいわゆる同和地区であるなどと示す動画となっており、依頼件数としてはご覧の件数となっております。

次の2.大阪市での新たな取組みについて説明します。

先ほどの削除要請依頼のほか、吉田から報告したように、現在、本市の人権相談においても、インターネットに関連した相談も受け付けておりますが、インターネット上での人権侵害の被害に遭った場合、被害者の取りうる解決手段としては、プロバイダーへの削除要請、発信者情報開示請求に関する非訟手続、削除請求の仮処分手続などが考えられますけれども、そういった対応には専門的な知識が必要であり、まだ対処方法の手続きなど、まだ一般には浸透していないと考えられます。また、事象の内容や被害者本人の置かれた状況によって、最善の対処方法というのが異なり、そういった対処方法等の判断を行うにあたって、やはり専門的知識を持つ弁護士等の助言が有効であると思われませんが、被害者が弁護士等へ相談することは一般的とは言えず、一定の心理的、経済的なハードルがあると考えられているところです。そこで、本市独自の取組みとして、インターネット上での人権侵害を受けた被害者が被害解消の第一歩として、まずは採り得る対処方法等について検討いただけるよう、専門知識を有する弁護士への相談支援、具体的には相談費用の支援となりますが、これを主な内容として本事業を実施する方向で進めております。

最後に本市の取組みとは別に、ご参考として、大阪府における取組みについて、資料6(別紙)と合わせて記載しております。令和4年4月より、インターネットリテラシーの向上を内容とした「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害

のない社会づくり条例」が施行されておりますが、続いて5月より、「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」を立ち上げ、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策の方向性について、有識者より意見を聴取しているとのことです。会議内容の詳細については割愛させていただきますが、昨年12月に第5回を終え、この会議での意見聴取の結果を案として、とりまとめたとのことです。

## 泉担当課長

続きまして、多文化共生担当課長、泉と申します。

私のほうから、「その他」といたしまして、多文化共生施策の推進に関連しまして、「OSAKA 外国人材受入促進・共生推進協議会」として、大阪府域全域を対象とした取組みがございますのでご報告いたします。

まずこの取組みの背景としまして、人口減社会が進展し、生産年齢人口の減少などの労働力不足が課題となる中で、労働力確保のための外国人材の活用、さらにはこれらにより増加が見込まれます外国人住民との共生を進めていくことを重要な課題としまして、国が平成30年12月に外国人材の受入・共生のための総合的対応策を閣議決定されており、その中で、各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置、つまりは、地域における多文化共生施策のさらなる推進を図るため、都道府県単位で地域協議会を設置することが示されております。

こうした国の動きを受けまして、大阪府では、外国人材の受入・共生社会づくりに向けた取組みの方向性を、令和2年3月にとりまとめが行われておるところでございます。

お手元の資料7をご覧くださいませでしょうか。

こういった動きの中で、大阪府では昨今の取り巻く状況を踏まえまして、ポストコロナを見据え官民連携によるオール大阪による推進体制となります、「OSAKA 外国人材外国人受入促進・共生推進協議会」を令和4年9月8日に設置したものでございます。協議会は、資料上段の図にございますが、事務局は大阪府、大阪入管局が担い、関係する20の団体・機関で構成されております。会長が大阪府の副知事、副会長には大阪市副市長のほか、経済関係3団体からそれぞれ就かれています。

協議会の取組みとしましては、情報共有、相互連携、さらには大阪・関西万博をインパクトにした大阪の成長・飛躍を支える外国人材の受入促進と、共生推進をめざす上での取組みの方向性の策定となっております。方向性の策定、今後の具体取組みの推進におきましては、推進体制でございますが、受入促進、共生推進、それぞれのテーマでワーキンググループを設置いたしまして、具体的な取組みを進めていくこととしてございます。なお、昨年9月、この協議会が設置されておりますが、現在取組みの方向性をとりまとめるべく鋭意作業を進めております段階で、具体的な取組み動

向などの説明は本日ございませんが、先般の第 1 回協議会の会議概要、配布資料などは、本資料の下段「ご参考」にございます大阪府のホームページからご覧いただくことができますので、ご一読をお願いいたします。

最後になりますが、今後必要に応じまして、協議会の取り組みなどを審議会でご報告いたしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 武田会長

はい。ありがとうございます。

今、ご説明があった報告 1 から 3 について、何か、ご意見、ご質問はございますか。

### 井上委員

資料 5 のファミリーシップ制度についてなのですが、すでに子どもを持ち、育てている同性カップルさんがもうたくさんいらっしゃるの、そのことをきちんと考えてくださって、パートナーシップ制度をより良く拡充してくださったことは、本当にありがたいと思っています。

また、都市間連携やオンライン申請ができることになったのも、とても便利になったと思うのですが、対面での申請ではプライバシーに配慮して大阪市人権啓発・相談センターでの受付のみとなっていると思うのですね。

プライバシーに配慮するのは非常に重要なことなのですが、区役所などでできないのは、自分たちが隔離されているような気がするとおっしゃられる当事者カップルもいらっしゃるのですね。また異性カップルの婚姻届のように 24 時間 365 日受け付けてもらえないので、自分たちの記念日に出したかったけど無理だからパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度を申請すること自体を諦めた、というような意見を聞きますし、手続きする場所や日にち、時間に関しても、もっと選択肢が増えたらいいなと思います。

また、制度をせっかく利用しても使える場面が少ないから申請しないという方もまだまだいらっしゃるの、使える医療機関などを増やすっていうことは非常に重要なことかと思うのです。大阪府病院協会さんとか、大阪府私立病院協会さんを通じて配慮を依頼していただいたということなのですが、今後さらに一歩進んで、各医療機関さんに対応してもらえるのかどうかというのを聞き取りしてもらって、対応して下さると言ってくださった病院さんをリストアップして大阪市のホームページに載せるなどしていただけたら、とても安心材料になるかなと思います。

### 武田会長

今の点、事務局のほうから。

## 中川副所長

選択肢については多ければ多いほど、利便性は上がると思いますが、例えば区役所での申請となりますと、人員のことであるとか、決裁等々、役所の技術的な問題もありますので、いま我々にできる改善として、まずは時間帯を増やすということと、TeamsとかZoomにより、リモートでご自宅においても手続きできるように、運用を始めたところです。

まだ始めたばかりで、こういった改善にどれほどニーズがあるのかということも、我々としてはまだまだ検証していかなければならないところだと思います。まずは実際の需要といったところを見ながら、今後の事務の運用改善を考えていきたいと思えます。

## 廣岡委員

すいません質問が二つあるのですが。

お配りいただいたこの資料6の裏側、大阪法務局を通じた削除要請依頼ですけれど、対象になっている動画はすべて1つのアカウントからの投稿でしょうか、それとも複数のアカウント、つまり複数の動画作成者があってという状況なのか、ちょっとその辺りがわかると参考になるなというふうに思いますけれども。同和地区がどこにあるのかがわかる動画について削除要請を依頼しているということになっていますが、むしろその動画が全体として差別的なメッセージを発信しているのか、差別を煽動するものなのかどうか問題というか、判断基準なのだろうと思います。

二つ目が、これは大阪市ではないのですが、最後にご説明いただいた「外国人材」、ちょっとこの表現はどうなのかなと思うところがあります。労働力としてだけ見ているニュアンスがある言葉なので、行政として使うのが果たしていいのになって、僕は思うのです。外国人労働者のいろんな課題を支援する体制を作るという趣旨だとして、現実には、留学生がたくさん短時間労働に就労していると思うのですね。ただども、ここに教育関係、大学なり日本語学校等の専門学校なりが入っていないわけです。外国人住民、とりわけニューカマーであるわけですね、その外国人住民の様々な課題を支援、受入れを支援するのだということであれば、そういった若者たちの課題ということでも、目を向けたほうがいいと思います。教育関係については、入れる予定があるのか教えていただきたいと思いました。

## 中川副所長

削除要請を依頼した動画のアカウントは、令和4年度については単一のアカウントですけれども、令和3年度については、今この場で確たる回答ができず申し訳ありません。非常に限られた数であることは確かなのですが、令和4年度と同じアカウ

ントであるかどうかというのは、申しわけありませんが、この場で回答できません（ ）。

( ) 審議会の終了後、質問委員に対して「令和3年度に削除要請を依頼した動画のアカウントは、令和4年度とは異なる2種類のアカウントである」旨を説明済。また、ここで言うアカウントは、正しくは「YouTubeチャンネル」のこと。

### 泉担当課長

外国人材の受入れ促進共生推進協議会の関係は、名称につきまして、確かに大阪府のほうがりーダーということですのであれですけども、推進体制の中にそれぞれワーキングっていうのを設置しておりますが、そのワーキングの中にはいわゆる公益財団等の関連団体も入っていただきまして、また大阪府のほうにつきましても、関係局、関係所属ということで、教育部門が入った形でのワーキングという形で進んで行っていますので、委員ご指摘のとおり、やはり留学生の問題と、またこれら留学生の方がいかに定着できるかといった点もございますので、その辺も含めて検討することになります。

### 武田会長

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

はい。では、本日の議題は以上です。

本日ご議論いただいた内容やご意見につきましては、今後、人権行政の取組みを進めるにあたり、十分に反映活用できるよう検討の上、実施を図っていただくようお願いいたします。

委員の皆様お疲れ様でした。

それでは事務局に司会進行をお返しします。

### 佐藤担当係長

活発なご議論をいただき、誠にありがとうございました。次回の審議会は、本年6月ごろの開催を予定しております。皆様方には事前に日程を調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第46回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。ありがとうございました。